

文書館だより

第15号
平成2年7月

発行／群馬県文書館
〒三毛前橋市文京町三丁目七番六号
印刷／朝日印刷工業株式会社
☎(027)511-1233
題字／岡庭征人書

=紙面案内=
○地域文書館の設立気運を高めるために
○行政資料の閲覧について
○新たに収藏された文書
○古文書解説コーナー

館長就任にあたつて

文書館長 磯貝福七

よく新しく事業や組織を興したとき、その長の三代目までの在り方で、興廢が定まるといわれますが、幸運にも、私は四月、五代目の館長に就任いたしました。前四代のそれぞれの館長の識見、才腕とこれを支えた創業時の職員の努力によって、館の活動も着実に軌道に乗り、存在も県民の皆様の中に広く定着しつつあります。

この間にあって、「国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」とした公文書館法が議員立法によつて成立し、昭和六十三年六月一日に施行され、文書館も法に沿つて、より充実を目指して新たな対応を始めておりますので、五代目だからと言つて安閑としてはいられません。

鬼石町淨法寺の黒崎太朗家所蔵（文書番号29）、年次不詳。江戸湾沿岸防備の諸大名の配置からベリーの再来航時備えた嘉永^五六年十一月以降の絵図と考えられます。また描かれた蒸氣船の旗が米国国旗ではないことからベリー艦隊の船ではなく、暮末に流布した海外事情を記した版本や瓦版等からの模写と思われます。（主事鈴木一哉）



「蒸氣船渡來之圖」(部分) 縦105.5cm・横66.0cm彩色

收藏している文書は、総て永久保存で、県行政文書が七万八千冊、古文書は二十万点に達し増加の一途を辿っていますが、この保存庫が次第に余裕を失いつつあります。また、利用に供するための整理、補修も遅れがちです。館事業の古文書講座等も定員の二倍程の応募があり、研修室も手狭さをかんじています。いずれにせよ、当館には嬉しい悲鳴ですが、県民サービスに欠ける点はないか不安です。努力しますので、ご支援をお願いします。

地域文書館の設立気運を高めるために

埼玉県八潮市立資料館長 遠藤忠

一、課題

文書は、日々作成され、日々処分されている。情報量の過多の時代に、質の良い情報を将来の地域住民に少しでも多く保存して伝えることは、現代に生きる地域住民の責務である。そのためにも早く、各自治体に文書保存施設が設置されることが、文書保存につながる。

昭和六十二年に公文書館法が法制化され、各自治体に文書保存施設が加速度的に開設されるであろうと期待した。しかし、法が法制化され三年目を迎えているが、全国における文書館の開設動向は挿々しくない。群馬県では、昭和五十七年に群馬県文書館が開館し、すばらしい成果をあげつつある。だが、その成果が県内の市町村の文書館の開設の気運を高めるまでに至っていない。

市町村の文書館の設立計画が進まない要因は、何故であろうか。それは、他の公共施設に対し、文書館は利用が少ないと、施設を建設し保存しなければならない文書量が少ないこと、文書館の管理体制が複雑のために、具体的な建設計画が提示できないことなどの理由によるも

のと推測できる。そこで市町村における文書館のあるべき姿を摸索してみたい。

二、群馬県内の状況

文書館という古文書を中心とした歴史資料館、公文書館という行政文書の保存と利用を図る施設を連想する。文書館は、古文書等の資料を収集・保存し活用を図る施設であるが、類似館の博物館や資料館、図書館等でも史料の収集と保存を図っている。

群馬県内の市町村では、まだ文書館の開設をみていないが、必要性の気運が高まっているのであろうか。群馬県内には、七〇の自治体がある。そのうち何等かの博物館や歴史民俗資料館等を設置しているのは、二四自治体(三四%)、図書館は三〇自治体(二八%)で、文化施設は昭和二十五年に、博物館法は昭和二十六年に法制化され、既に四〇年余の歳月を経ている。また、群馬県内の博物館や資料館の施設は、基準博物館(床面積一〇〇〇m²以上)に満たない小さい施設が

ても既存の施設で、古文書を収集し保存するのは一五館、公文書は四館で収集と保存を図り、地域文書館の機能の一端を担っている。

施設が小さく、また図書館や博物館等の開設をみていない市町村が、それらの施設に先行させて開館するとは考えられない。公文書館法が法制化されても文書館の設置計画が進まない理由はその点にある。

規 模 別	自 治 体			施 設 规 模			計
	市	町	村	100席以上	100席未満	300席以上	
10万人以上	2	4	5			3	3
5~10万人		1	21	9	1	1	2
3~5万人		6	6	11	5	6	2
1~3万人		1	10			2	
5千~1万人							
5千人以下							
合計	11	29	30		2	17	1

注・外に広域行政の資料館1館。

* 1自治体に複数の館を有する場合は集計して記入。

群馬県内の資料館文書保存表

規 模 別	古 文 書			行 政 文 書			文 書 保 存 庫	
	所 藏 量	無 多 量	少 量	無 多 量	少 量	有 无		
館 数	9	4	11	20	1	3	2	22

注・外に広域行政の資料館1館。
* 1自治体に複数の館を有する場合は集計して記入。

同様な状況の埼玉県下の八潮市が、埼玉県最初の地域文書館機能を有した八潮市立資料館を開館した。八潮市は、人口が七・一万人の自治体である。そのような小規模自治体の文書館の機能と運営を垣間みたい。

三、地域文書館の機能

地域文書館とは、市町村立の文書館や公文書館を呼びかえたものではない。公文書館では「公文書館は、歴史資料と公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」(第四条)で、公文書等を主に保存し、閲覧、調査、研究等を行う施設である。それに対して市町村の文書館は、公文書ばかりでなく、地域の諸家文書、神社、寺院、農協、企業等の諸団体文書、それに地域文献等を収集、保存、閲覧、調査研究を図る施設である。自治体規模の小さな文書館は、公文書館法の機能ばかりでなく、文化財保護法の資料の収集と保存、博物館法の文化事業もしなくてはならず、その業務は多様である。

そこで地域文書館とは、地域の歴史的発展と現況を観察し、地域研究ができる、地域資料の収集、整理、保存と利用を図る歴史資料センター的性格を有する機能を持つた施設である。そのため地域文書館は、文化財保護法、博物館法及び公文

行政資料の閲覧開始について

文書館主任 小暮 隆志

別に分類して
います。

文書館では、行政資料も行政文書の一
部であると位置づけ、行政文書と同様に
収集、整理、保存し、比較的古いもののか
ら県民その他の皆様に利用していただくな
ため作業を進めています。その結果、合
本製本及び目録の整備等の完了した一、
三三六冊(原資料数三、七三八冊)が、閲覧して
いただけるようになりました。

表1 分類と閲覧冊数		
番号	区分	冊数 (原冊数)
1	群馬県	497(1,492)
2	県内市町村	21(15)
3	県内会社・団体	19(136)
4	国の機関等	473(639)
5	都道府県	1(2)
6	県外会社・団体	325(1,354)
合計		1,336(3,738)

番号	区分	冊数	
		(原冊数)	冊数
1	群馬県	497	1,492
2	県内市町村	210	115
3	県内会社・団体	19	136
4	国の機関等	473	639
5	都道府県	11	2
6	県外会社・団体	325	1,354
合	計	1,336	3,738

表2 「1群馬県」の分類と閲覧冊数

番号	区分	冊数 (原冊数)
101	総務部	111(609)
102	企画部	94(326)
103	県民生活部	8(23)
104	衛生環境部	20(50)
105	農政部	25(90)
106	林務部	5(16)
107	商工労働部	120(39)
108	土木本部	21(38)
109	出入納局	9(9)
110	企業議会局	10(1)
111	県議会	68(75)
112	人事委員会	20(2)
113	選挙管理委員会	52(52)
114	監査委員会	
115	地方労働委員会	20(2)
116	公用事業委員会	10(1)
117	内水面魚員会	
118	教育委員会	59(140)
119	公安委員会	5(12)
120	公共職業安定所	
121	土地開発公社	
122	航空振興公社	
123	社会福祉事業団	
124	社会福祉会	社金基
125	救急センター	療一社
126	農業公会	議苑
127	馬事公会	社業
128	林業公会	社
129	中興企公企	社
130	中振小興企	社
131	観光開発公社	社
132	勤労公社	社
133	住宅供給公社	社
134	下水道公社	社
135	建設技術公社	社
136	埋蔵文化財公社	團
137	県民会	館
138	教育文化事業公社	團
139	体育協育公社	團
140	スポーツ興業公社	團

表4 目録の一例

請求番号	資料名	巻号	刊行年	備考
101-005	000001 明るい行政	1-10	1965-1969	
101-005	000002 明るい行政	11-19	1970-1973	
101-008	000001 庁内ぐんま広報	1-96	1973-1979	
101-008	000003 庁内ぐんま広報	97-142	1979-1981	

中学校「社会科」の教科書等です
閲覧は、目録（表4）によつて
資料をさがし、その請求番号（12
資料名（巻号を含む）を所定の閲

表3 「101総務部」の分類と閲覧冊数		
番号	区分	冊数 (原冊数)
.000	(総務部名)	44(80)
.001	部長室	
.002	秘書課	
.003	人事課	23(30)
.004	財政課	5(5)
.005	行政管理課	13(148)
.006	管財課	1(1)
.007	学事文書課	1(5)
.008	広報課	5(298)
.009	税務課	2(6)
.010	地方課	4(8)
.011	消防防災課	11(21)
	(総務部関係出先機関)	
.051	女子大学	
.052	職員研修所	2(7)
.053	東京事務所	
.054	群馬会館	
.055	前橋財務事務所	
`	`	
.065	館林財務事務所	
.066	自動車税事務所	
.067	消防学校	

記入して係に申し出てください。 今後も新たに閲覧していくだけるようになつた行政資料は隨時本紙で紹介いたします。 皆様のご利用をお待ちしております。

新たに収蔵された文書

古文書

平成元年度十二月以降、当館へ寄託申込みのありました古文書は、館林市本町・小池篤氏収集文書(追加寄託)のほか、次のとおりです。

○前橋市北代田町自治会文書

本文書は同自治会共有的文書で、年代は江戸時代後期から昭和戦前期までのものです。内容は近世の宗門改帳・年貢取立帳のほか、土地関係の帳簿があります。大部分は明治以降の近代文書で、土地・租税・橋梁・学校関係のものがあり、近代の町村行政を具体的に知ることができます。

○埼玉県児玉郡・川鍋巖家文書

明治期の多野郡譲原学校の年末統計調査表です。他の多くの文書は埼玉県立文書館に寄託されています。

○東京都目黒区・浦野恒彦家文書

本文書の伝存地は吾妻郡長野原町林で、内容は江戸時代に本山派修驗の準行事を務めた大乘院関係のものです。県内には修驗史料は数少く、修驗と地域の関わりを知るうえでは貴重なものであります。

○前橋市閑根町自治会文書

本文書は旧勢多郡閑根村の名主文書と



くん蒸機に搬入される文書

して伝存されたもので、近世では元禄二年の検地帳や天保期から幕末にかけての諸願書等が含まれています。大部分は

明治から昭和三十年代に至る近現代文書で、区長事務に関わる基本帳簿や赤城山御料地拝借簿、地租改正誓約書、水害による川普請関係の文書があります。

○松井田町五料・中島徳造家文書

中島家は江戸時代に中山道の五料の茶屋本陣(通称“お東”)として知られ、“お西”の茶屋本陣中島家とともに交替で名主役を務めた家です。伝存する文書は膨大で、宗門人別改帳や年貢割付状など比較的よく揃っています。また中山道筋であつたため交通や助郷、碓氷関所関係の文書を中心に、俳諧等の文芸資料、安中郷学校に関するものなど、質量ともに豊富で貴重な文書群です。(主任岡田昭二)

表1 平成元年度管理受任文書等
所属別冊数

区分	永年文書	有期限文書	計
室課名			
総務部	1	1	
企画部	26	55	81
県民生活部	203	2	203
環境衛生部	2	10	10
農政部	10	9	19
林務部	9	9	18
商工部	19	9	28
労働部	9	6	15
土木部	26	16	42
商工労働部	16	61	77
都市計画課	14	21	35
商工部	6	9	15
労働部	9	129	138
労働部	129	33	162
労働部	33	33	66
合計	514	137	651

表2 平成元年度収集文書部局別冊数

区分	永年文書	有期限文書	計
室課名			
総務部	1,09	1,109	2,208
企画部	8	8	16
県民生活部	8	8	16
環境衛生部	8	8	16
農政部	8	8	16
林務部	8	8	16
商工部	8	8	16
労働部	8	8	16
土木部	8	8	16
合計	1,631	137	1,768

また、このほかに広報課から、昭和六十三年度製作の県政映画「明日を拓く群馬の農業」一本が保存用として送付され受け入れました。

昨年度は、重点として、教育委員会事受け入れました。

参考 群馬県教育委員会事務局等文書管理規程(抜粋)〔文書館への引き継ぎ〕

第四十二条 ……文庫で保存管理している完結文書のうち保存期間が永年で完了後十年以上経過したものは、群馬県立文書館……にその保存管理を引き継ぐものとする。(以下略)

行政文書

務局部長室と連携をはかり、同事務局の文庫保管の完結後十年以上経過した永年文書の文書館への引き継ぎを働きかけ、合計一、一〇九冊を受け入れました。

参考 群馬県教育委員会事務局等文書管

た文書は、一、七六八冊でした。(詳細は表1のとおり)。

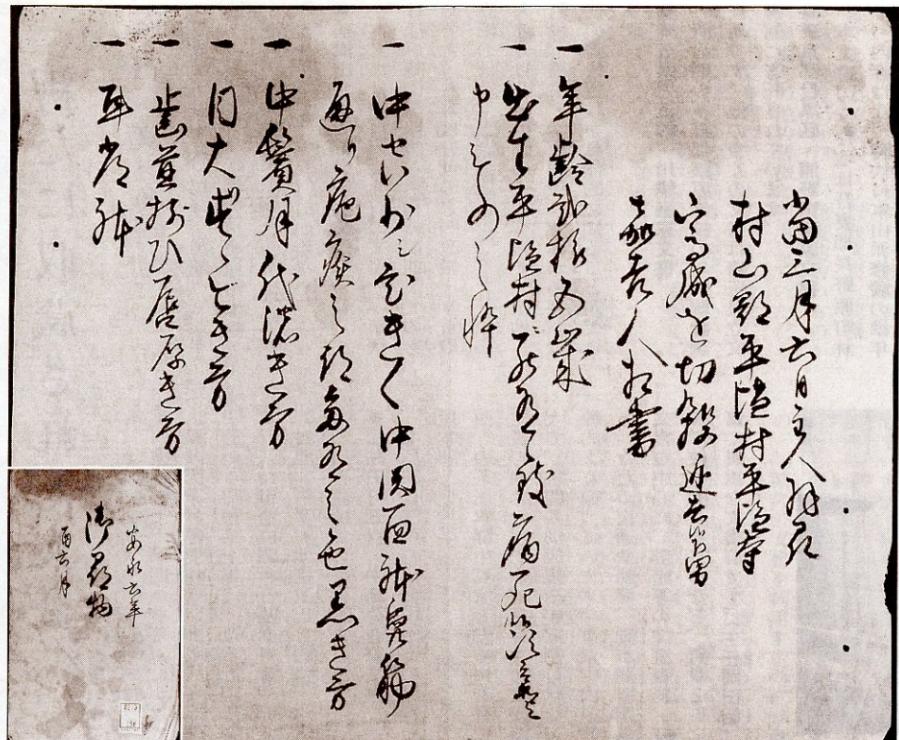
また、このほかに広報課から、昭和六十三年度製作の県政映画「明日を拓く群馬の農業」一本が保存用として送付され受け入れました。

昨年度は、重点として、教育委員会事受け入れました。

参考 群馬県教育委員会事務局等文書管理規程(抜粋)〔文書館への引き継ぎ〕

第四十二条 ……文庫で保存管理している完結文書のうち保存期間が永年で完了後十年以上経過したものは、群馬県立文書館……にその保存管理を引き継ぐものとする。(以下略)

古文書解説コーナー



表紙

文書番号8213-258

中せいやくをきく中因面神鼻筋
毎月施主役者有り色黑き方
中鹽月代濃き方
目大歯ととき方
齒並び厚き方
耳常脉

年二月ちよと人相見
村山郡平塩村平塩寺
中鹽き切殺逐去候男
多志人お書

今回は、解説史料として「人相書」を選んでみました。何かの事件の後、容疑者が逃亡中であるような場合、広く民衆に注意を呼びかける役割を担つたのが「人相書」です。江戸時代には、現在のようにモニタージュ写真もつくれなければ、テレビや新聞のような、マス・メディアを利用することもできません。そこで、容疑者を捕えるためには、廻状などの形で、容疑者に関する情報をできるだけ早く、また正確、簡潔に伝えることが必要だつたのです。中には、「ごく少数ですが、似顔絵入りの「人相書」もあります。

写真の史料は、甘楽郡下仁田町本宿の神戸家文書の安永六（一七七七）年六月「御尋物」の中の一部（堅帳の一丁分）ですが、この文書は、役所からの廻状数点の写しに統いて村々百姓一同が連印する請書のような形式になつています。神戸家については、以前「文書館だより」第13号の収蔵資料の紹介の項でも触れたことがありますので、詳しいことは省略しますが、中山道脇往還の下仁田道筋にある本宿村で代々名主を勤めた家で、同村が西牧関所の管理を命じられていたため、その関係の史料が多く残されていることでも知られています。

人の出入りの激しい往還筋や関所の周辺に、幕府が特に目を光らせていましたことは言うまでもありません。史料の嘉吉は、

寺の主人を切り殺した罪でお尋ね者となつてますが、羽州といえば、現在の山形県に当たります。そのような最果の地からも、あらゆる逃走ルートを見越して、情報が追いかけてきているのです。さて、この人相書によれば、嘉吉という人物は、「年齢二十五歳、平塩村次兵衛の息子。体格は、やや低めの中肉中背。顔だちは、鼻筋が通つていてものぼ瘡の跡が多くあり、色黒の方。頭髪は、左右も、中央の剃り落とし部分も濃い方。また、目は大きくて鋭く、歯並びがよくて、唇は厚め。耳は普通。」ということがわかると思います。実際には、この後に、本人の身なりについても一項あるのですが、今回は、紙面の都合上省略しました。

（文書館嘱託 干川明子）

（釋文）

当三月六日主人羽州

村山郡平塩村平塩寺

嵩成を切殺逐去候下男

嘉吉人相書

一、年齢五拾五歳。

一、出生平塩村ニ龍有候。致ニ病死候次兵
兵衛与一申もの之悴。

一、中せいやくをきく中因面神鼻筋
通り疱瘡之跡多有レ之。色黒き方。

一、中鹽、月代濃き方。

一、目大クすゝどき方。
一、齒並び厚き方。
一、耳常脉。

Q A Q A Q A Q A
Q A Q A Q A Q A
コ・ナ・ズ

Q 関所番の構成は、関所によつて大きな
違いがあり、中には、遠州吉田藩支配下
の今切関所のよう、者頭を筆頭に、給
人、下改役、賄役、番所勝手足軽、組足
軽、改女の合計四十二名ほどが藩から配
属され、半数交替制で勤務に当たつてい
たところもあります。また、転封等で新
たに関所管理を命じられた場合、貰請役
人といつて、それまで業務に当たつてい
た役人の残留を認めてもらうといった方
法がとられることもよくありました。

A 江戸時代の関所は、「入鉄砲と出女」
したが、その数は、慶長六（一六〇一）
年から寛文二（一六六二）年までの間に、
全国五十二ヵ所にも及びました。

そして幕府から関所の管理を任せられ
ていたのは、その地を支配することになつ
た大名（天領の場合は代官）でした。た
とえば、上州の場合、碓氷関所は安中藩
主、猿ヶ京関所や狩宿番所は天領なので
代官に管理が命じられたのです。

しかし、実際に関所の管理に携わつた
のは、藩主や代官付の役人たちばかりで
はなかつたようです。上州大笠・狩宿・
大戸等の比較的小規模な関所では上から
配属された役人四名の他に、関所の周辺
にあつてその管理・維持を命じられてい
る村（関所付村）から農民二名を出させ、
彼らを四名の役人のうちの一名と共に、
下番役として勤務させていました。

関所番の構成は、関所によつて大きな
違いがあり、中には、遠州吉田藩支配下
の今切関所のよう、者頭を筆頭に、給
人、下改役、賄役、番所勝手足軽、組足
軽、改女の合計四十二名ほどが藩から配
属され、半数交替制で勤務に当たつてい
たところもあります。また、転封等で新
たに関所管理を命じられた場合、貰請役
人といつて、それまで業務に当たつてい
た役人の残留を認めてもらうといった方
法がとられることもよくありました。

それでも、一般的には、支配者の拠点
地域から遠く離れたところにある関所の
管理は、財政上の都合も含めて、周辺村
の農民たちに頼るところが大きかつたよ
うです。関所付村の名主宅などに残る文
書の中には、関所普請や、大名等の上洛・
社參の際の臨時の人足として、度々農民
が徵發されていたことを伝える史料も多
く、彼らの負担の大きさをうかがい知る
ことができます。

ところで、関所の開閉は、明六ツから
暮六ツまでと決められていましたが、上
州大笠・狩宿付村は、主に収穫
物を信州上田の市場で売却して生計を立
てていたため、その商いの都合上、帰路
を閉門時に合わせることがなかなかでき
ませんでした。しかし、関所付村は、関
所との結びつき上、特別に通行が認めら
れたのです。（文書館嘱託 干川明子）

関所番の構成は、関所によつて大きな
違いがあり、中には、遠州吉田藩支配下
の今切関所のよう、者頭を筆頭に、給
人、下改役、賄役、番所勝手足軽、組足
軽、改女の合計四十二名ほどが藩から配
属され、半数交替制で勤務に当たつてい
たところもあります。また、転封等で新
たに関所管理を命じられた場合、貰請役
人といつて、それまで業務に当たつてい
た役人の残留を認めてもらうといった方
法がとられることもよくありました。

炳魚の会だより

須藤眞臣

長期講座終了者三〇名を新会員に迎え
総数一五三名で新年度を発足しました。

学習は、二部制でグループ方式とし、
「文政二年七月から」を読みながら、
近世文書を中心に行っています。また、
古文書特有な書風や墨色等に魅せられ学
習の一環とした「古文書書道研修会（仮
称）」を設けては、という要望に対し内部
での検討を予定しています。

◎学習会と行事
(1) 定例学習会では、午前の部は利根郡
下久屋村倉品家文書より私的日記類の一
部について、午後の部は中世末期から近
い課外研修としては、五月十三日川越
での研修会に五〇名の会員の参加があり、
資料による説明や松平大和守廟所の見学
等を通して学習と懇親を深めました。

(2) その他として、文書館の行う行事へ
のお手伝いや各地の学習グループとの交
流に積極的に取り組む所存です。

古文書同好会だより

木内勇

古文書は日本の風土に培われ、様々な
発展段階を辿ってきた先祖の足跡です。
紙と筆に託された人間の意志と認識を
生々しくの私達に語りかけています。い
わば現在に生きる歴史の証人と思ひます。

今回は、目下勉強中の「新徴組記録」
に就いて述べてみます。明治維新的五年
前、幕府は十四代將軍家茂の上洛に先だ
けに組織しました。応募者は二千余人、そ
の内から選りすぐりの二百三十人を採用
しました。「記録」はこの中の隊士であつ

世にかけての文書（何れも一紙もの）に
ついて、それぞれ学習しています。

(1) 特別学習会では、「寒河江元清前橋御
用留」に引き続き、本年一月から「松平日

記（文政二年七月から）を読みながら、
精力的に日記の目録作りに取り組んでい
ます。

平成二年度は新会員を十五名お迎えし
ました。うち、おしごり参加が二組あり
ます。喜ばしいことです。

利用者の



長期古文書解説講座を受講して

小池 幸雄

古文書解説のスタートは殆どの人々が目明き盲です。瞳孔の開く思いで入門講座を受講、その後長期講座を終了、現在で丁度一年が経ちました。毎朝五時から一時間の解説練習の中で弱った記憶と解説力を奮い立たせ、「五説三唱」を続ける間に難字がパツと読めた瞬間の感激は実に楽しいものです。人生八〇年時代を乗り越える為の生涯学習の資として私の心のなかに大きく育ち始めています。

此の長期講座において体感した古文書の膨大な量の存在、それ等の大部分は未だ地域のなかに隠れ、解説の機を得ぬまま後繼されつあり、それ等は個人の力では到底解説できぬ量だと思いました。活動の大正・昭和に生を享けた私共が此等の幾許かでも解説し後人に託す事は日本の歴史の事実を遺存する上で最も重要な一つ緊急な責務であるように思います。

近年とみに各地域に派生しつつある古文書同好会に活動される方々はその意嚮の顕れと思われます。私共長期講座の終了者は今後とも知識の充実を計り、地域歴史保存に貢献すべく努力と研鑽を続けたいと思います。

終筆に際し文書館の皆様のご努力とご指導に心より感謝申し上げます。

告 知 板

高崎女子高校教諭
第二回 8月4日(土)『出土文字資料からみた上野三碑』(松田猛
県史編さん室主任)

◎群馬県立文書館収蔵文書目録8』(吾

妻郡吾妻町伊能家文書(3)の発刊

本目録は、既に刊行した伊能家文書(1)

(2)に続くもので、同家の私的関係文書のうち、主に農業経営及び商業・金融活動

に関するものと学芸・記録・典籍の類を

収録しています。これで約八三〇〇点の古文書が整理、分類されたことになりますが、他に未整理の書簡類が多数あります。

今後早急に整理、公開する予定です。

◎新たに閲覧できる文書

旧吾妻郡永井村の名主であり、本陣兼

問屋の笛木四郎右衛門家文書、硫黄、湯

花、砥山蠟文書を含む旧同郡本宿村佐田

知治家文書、旧群馬郡金古村岡部市弥家、

旧甘樂郡乙父村黒沢丈夫家、前橋市(龍)

八茂雄家、萩原正一家文書、他に前橋藩

士閥関係文書として和田正雄家、鹿沼誠家

文書の計八家の文書が新規閲覧となりま

す。御利用下さい。

◎郷土史研究講座のご案内

★統一テーマ 群馬県史を読む

期日・内容・講師

第一回 7月28日(土)『上州白旗一揆の盛衰―南北朝・室町期の戦乱と上野武士団』(久保田順一

なお、十月二十七日(土)には記念講演会を予定しております。(午後二時~四時)。

あ ゆ み

鮎魚の会・古文書同好会継続
2・2・28 群馬県立文書館収蔵文書目録(8)発刊

2・3・3 紀要「双文」第7号発刊
2・3・31 行政文書簿冊目録第5集(議会図書室収集編)発刊

2・4・1 文書館運営協議会委員19名
2・4・2 委嘱・文書館文書調査員23名委嘱

2・4・2 明治期地籍図表具開始
2・4・17 常設展示替(永井鶴関係文書)

2・5・15 群馬県諸藩関係資料マイクロ撮影(~19)

2・5・19 群馬県諸藩関係資料マイク

ロ撮影開始(京都大学文学部博物館彦根城博物館)

2・5・20 古文書解説入門講座(27日、6月3日、10日、17日、24日修了式)

2・6・6 行政文書管理委任、引継、

2・6・6 収集作業開始

2・6・23 全史料協関東部会月例研究会会場で開催

(1)選挙法の制定と第一回総選挙
(2)制限選挙から普通選挙へ
(3)候補者と当選者
(4)施設と費用

2・6・28 行政文書一括くん蒸(~30)